

岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策行動計画及び政府の基本的対処方針に基づく岡崎市の新型インフルエンザ等対策に関する事項について、専門家から技術的な助言を得るため、岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の内容)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について出席者から助言を求めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等未発生時及び発生時における対策（サーベイランス、予防・まん延防止、医療及びその他の必要事項）に関する事項
- (2) 岡崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定に関する事項
- (3) その他新型インフルエンザ等対策についての必要事項に関する事項

(出席者)

第3条 会議の出席者は、求める助言の内容により、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 新型インフルエンザ等の医療に携わる者
- (2) 医療関係団体の長等
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議の開催)

第4条 会議は、市長（新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づく岡崎市対策本部が設置されているときは、岡崎市対策本部長）の招集により開催する。

- 2 出席者が会議に出席できないときは、その指定する者が代理して出席することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健部（新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づく岡崎市対策本部が設置されているときは、総合政策部）において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。